



2025年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 本 彰 彦
(コード番号：2588 東証スタンダード)
問合せ先 経 営 管 理 本 部 I R 部
(<https://premiumwater-hd.co.jp/contact/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月23日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び、同日開催予定の当社普通株主による種類株主総会（これらを総称して「本臨時株主総会等」といいます。）において、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の一部追加

将来の事業領域の拡充等に備え、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 種類株式の追加

B種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてB種種類株式を追加し規定を新設するために変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1) (条文省略) (新設) <u>(2)～(32)</u> (条文省略)	(1) (現行どおり) <u>(2) 酒類の製造、販売および輸出入事業</u> <u>(3)～(33)</u> (現行どおり)

<p>(発行可能株式の総数および発行可能種類株式の総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式の総数は、84,000,000株とし、発行可能種類株式の総数は、普通株式84,000,000株、A種優先株式28株とする。</p>	<p>(発行可能株式の総数および発行可能種類株式の総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式の総数は、84,000,000株とし、発行可能種類株式の総数は、普通株式84,000,000株、A種優先株式28株、<u>B種種類株式9,046,070株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の1単元の株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の1単元の株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、<u>B種種類株式につき100株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2章の3 B種種類株式</u> <u>(B種種類株式)</u></p> <p><u>第12条の3 当会社が発行するB種種類株式の内容は、次項から第7項までのとおりとする。</u></p> <p><u>2. 剰余金の配当</u> <u>当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、B種種類株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の剰余金の配当をする。</u></p> <p><u>3. 残余財産の分配</u> <u>当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、B種種類株主またはB種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。</u></p>

4. 議決権

B種種類株主は株主総会においてB種種類株式100株につき1個の議決権を有し、100株未満については議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当会社は、普通株式およびB種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、法令の定める範囲内において、当会社に対し、当会社の普通株式の交付と引換えに、B種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、当会社は、取得するB種種類株式の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。）の普通株式をB種種類株主に交付する。

7. 謾渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

3. 定款変更の日程

本臨時株主総会等開催予定日 2026年1月23日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年1月23日（予定）

以上